

【特例貸付】緊急小口資金・総合支援資金

住民税非課税以外の償還免除について

あなたが利用した緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)は、償還(返済)が始まった後に、国の要件にあてはまる状況になった場合は、貸付金の全部または一部について償還免除(返す必要がなくなる)の申請をすることができます。

1 償還免除の要件(住民税非課税以外)と免除申請に必要な書類

借受人が次のいずれかの状態になった場合に、償還免除申請をすることができます。

	要件	必要な書類	償還免除額
1	生活保護を受給した場合 ※特例貸付の申請から貸付決定した時点までに、生活保護を受給していた場合は償還免除の対象とはなりません。	①償還免除申請書 ②生活保護受給決定通知のコピー または 生活保護受給証明書のコピー(いずれも受給年月日が記載されているもの)	全額 ※既に償還(返済)した金額は対象外です。
2	精神保健福祉手帳(1級)が交付された場合	①償還免除申請書 ②精神保健福祉手帳のコピー	
3	身体障害者手帳(1級または2級)が交付された場合	①償還免除申請書 ②身体障害者手帳のコピー	
4	療育手帳(A)が交付された場合	①償還免除申請書 ②療育手帳のコピー	
5	死亡した場合	①死亡届のコピー ②住民票の除票 または 死亡診断書のコピー	
6	失踪宣告がされた場合	失踪宣告が確定していることを証明する書類のコピー	
7	次のすべてに当てはまる場合 ①償還開始になってから、12ヶ月分以上の償還できていない金額がある ②分納や、少額での償還などの相談をし、返しているものの、償還できていない金額が増えている ③借受人と世帯主が住民税均等割のみ課税である(所得割が非課税) ④次のどれかに当てはまる世帯である (ア) 高齢者のみ世帯 (イ) 障害者世帯 (ウ) ひとり親世帯	①償還免除申請書 ②世帯全員の住民票 ※世帯全員分の記載。世帯主・続柄の記載。マイナンバー記載なし。申請時点から3ヶ月以内に発行されたもの ③免除申請する年度の課税証明書または非課税証明書 ※借受人及び世帯主のもの ※住民税所得割が非課税であることが確認できるもの	償還開始以後、償還できず滞納している金額 ※今後支払いを予定している金額、既に償還(返済)した金額は対象外です。

2 償還免除の申請方法

○上記の要件に該当する場合、下記センターにご連絡ください。

○上記1の1~4及び7の要件について、償還免除の決定は償還開始以降になります。

【書類送付先・問い合わせ先】

新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-1 朝日生命ビル7階

TEL: 050-2018-8116 (受付時間: 平日9時~17時)